

江東区中小企業広告宣伝費補助金交付要綱

平成21年4月1日

21江地経第1476号

(目的)

第1条 この要綱は、区内中小企業者の製品及びサービスを広く市場に周知するための広告に要する費用について、区がその一部を補助することにより、新たな市場の開拓及び販売（有償による貸与及びサービスの提供を含む。以下同じ。）の促進を図り、もって区内中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 製品 中小企業者が、自己の主たる業務と密接な関係を有する範囲において、自ら販売することを目的として開発又は製造した製品であって、江東区中小企業研究開発補助金交付要綱（平成7年5月23日江地商発第33号）第2条第4号アからオまでに掲げるものをいう。
- (3) サービス 中小企業基本法の規定によるサービス業に属する事業を主たる事業として営む者が、当該事業において有償で提供する役務等をいう。
- (4) SNS 登録された会員同士の交流を目的とするウェブサイトの会員制サービスであって、区長が別に指定するものをいう。
- (5) 放送事業者 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第26号に規定する放送事業者をいう。
- (6) 広告放送 放送法第12条の規定に基づく措置の対象となる放送をいう。
- (7) 広告 次に掲げるいずれかの方法により、第三者との契約に基づき、自己の特定の製品の販売の促進を目的とした情報の周知を行うことをいう。
ア 不特定多数の者を対象とした、新聞、書籍、広報誌その他の印刷物（補助対象者自身が印刷及び発行するものを除く。）又はその電子版への掲載

イ 鉄道、バス、タクシーその他の公共交通機関の内部又は外装における、当該公共交通機関の乗客の閲覧に供する形態での掲示（液晶その他のデジタル機器によるものを含む。）

ウ 建物の内部又は外壁における、往来する不特定多数の公衆の閲覧に供する形態での掲示（液晶その他のデジタル機器によるものを含む。）

エ SNSの運営者の指定する者との契約（広告代理店等を介した契約を含む。）に基づく当該SNS内における表示

オ 放送事業者による広告放送

(8) 事業主 事業を行う法人の代表者又は事業を行う個人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 区内に本店（個人にあっては主たる事業所）を有する中小企業者であること。

(2) 前年度の法人住民税及び法人事業税（個人にあっては住民税及び個人事業税）を滞納していないこと。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（当該子会社の親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）が第1号に該当する場合を除く。）でないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業その他これに準ずる事業を営む者でないこと。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が自己の一の製品又はサービス（以下「製品等」という。）の広告を行う事業であって、第6条の規定による交付申請の日の属する年度において実施（当該広告が一定の期間にわたり行われるものであるときは、当該期間の始期が交付申請の日の属する年度内にあることをいう。）されるものとする。

2 補助対象経費は、契約に基づき、広告の直接の対価として支払うべき費用であって、第11条に規定する実績報告を行う日までに支払われたものとする。ただし、当該契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、対

象としない。

- (1) 補助対象者の事業主
- (2) 補助対象者の事業主の3親等以内の親族
- (3) 補助対象者の事業主が代表、役員等を務める会社その他の団体
- (4) 補助対象者（個人である補助対象者が代表、役員等を務める会社その他の団体を含む。次号において同じ。）のグループ会社
- (5) 補助対象者又はそのグループ会社の役員又は従業員

3 第1項の広告は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 当該広告に係る製品等が当該広告内において特定されていること。
- (2) 当該広告の掲載、掲示又は表示の内容から、当該広告の対象である製品等を補助対象者が自ら販売することを公衆が容易に理解することのできるものであること。

4 第1項の広告に第6条の規定による交付申請に係る製品等以外の製品等の広告が含まれている場合における補助対象経費は、その総額を当該広告に含まれている製品等の数で除して得た額とする。ただし、当該申請に係る製品等がサービスであるときは、当該サービスと同一の業種に係るサービスと認められる限りにおいて、一の製品等とみなすものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額又は20万円のうちいずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付を受けることができない。
 - (1) 申請日の属する年度において、既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている場合
 - (2) 国、東京都その他の団体による同種の助成と重複して交付されることとなる場合
 - (3) 申請日の属する年度の直近2か年度において、既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている場合

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請に係る広告を行う前に、江東区中小企業広告宣伝費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類又はその写しを添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
 - (2) 履歴事項全部証明書（個人にあっては住民票の写し）
 - (3) 税務署に提出した開業届出書の控え又は青色申告書の控え（個人に限る。）
 - (4) 前年度の法人住民税及び法人事業税の納税証明書（個人にあっては住民税及び個人事業税の納税証明書）
 - (5) 広告を行う製品等の概要が分かる書類
 - (6) 広告の方法の概要が分かる書類
 - (7) 補助対象経費の内訳及び金額が確認できる書類
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては江東区中小企業広告宣伝費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、不適当と認めるものについては江東区中小企業広告宣伝費補助金交付申請却下通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知する。

- 2 区長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。
- （取下げ）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があるときは、前条の交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、交付申請を取り下げる旨を記載した書面を区長に提出し、補助金の交付申請を取り下げることができる。

（計画変更の申請及び承認）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を著しく変更しようとするときは、速やかに江東区中小企業広告宣伝費補助事業計画変更承認申請書（別記第5号

様式)に必要な書類を添えて、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、江東区中小企業広告宣伝費補助事業計画変更承認通知書(別記第6号様式)により補助事業者に通知する。

3 区長は、前項の承認に際し、必要に応じて条件を付することができる。
(補助事業中止の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止しようとする場合は、速やかに江東区中小企業広告宣伝費補助事業中止届出書(別記第7号様式)により区長に届け出なければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了(一定の期間にわたって実施するものにあつては、申請日の属する年度における実施の期間が満了することをいう。)したときは、速やかに江東区中小企業広告宣伝費補助事業実績報告書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(別記第9号様式)

(2) 補助対象経費の支払を確認できる書類

(3) 広告に係る契約の締結を証する書類

(4) 広告の事実を証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告は、第7条の規定による交付決定の通知において指定された期日までに行わなければならない。

(額の確定)

第12条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、江東区中小企業広告宣伝費補助金交付額確定通知書(別記第10号様式)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、前条の規定による通知において指定された期日までに、江東区中小企業広告宣伝費補助金交付請求書（別記第11号様式）により区長に補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、補助事業者に対し速やかに補助金を支払う。

（是正のための措置）

第14条 区長は、第12条の規定による審査及び現地調査等の結果、補助事業の成果がこの補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を講ずるべき旨を命ずることができる。

（決定の取消し等）

第15条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助事業を実施しないとき。

(3) 要綱、法令、要綱に基づく命令又は補助金の交付決定の内容若しくは事業計画の変更の承認に付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、速やかに江東区中小企業広告宣伝費補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により補助事業者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第16条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）

に定めるところによる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

江東区長 殿

事業所名 _____
 住 所 江東区 _____
 代表者氏名 _____
 担 当 者 _____ (電話) _____
 メールアドレス _____

江東区中小企業広告宣伝費補助金交付申請書

江東区中小企業広告宣伝費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 事業内容 別紙「事業計画書（別記第2号様式）」のとおり

2 補助対象経費の額

金 額									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 交付申請額

金 額					0	0	0
-----	--	--	--	--	---	---	---

[確認事項] ※内容を確認の上でチェックしてください。

- 区内に本店（個人にあつては主たる事業所）を有する中小企業者です。
- 前年度の法人住民税及び法人事業税（個人にあつては住民税及び個人事業税）を滞納していません。
- 会社法上の子会社（親会社が区内中小企業者の場合を除く。）に該当しません。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業その他これに準ずる事業を営んでいません。

[添付資料] ※コピー可

- 事業計画書（別記第2号様式）
- 前年度の法人住民税及び法人事業税の納税証明書（個人にあつては住民税及び個人事業税の納税証明書）
- 履歴事項全部証明書（個人にあつては住民票の写し）
- 税務署に提出した開業届出書の控え又は青色申告書の控え（個人に限る。）
- 広告を行う製品又はサービスの概要が分かる書類
- 広告の方法の概要が分かる書類
- 補助対象経費の内訳及び金額が確認できる書類
- 上記のほか、区長が必要と認める書類

事業計画書

1 広告する製品等の概要（製品又はサービスのいずれかを選択）					
<input type="checkbox"/> 製品（名称： _____ ） 製品の区分： <input type="checkbox"/> 機械・装置 <input type="checkbox"/> 器具・用具 <input type="checkbox"/> 機能性表示を行う加工食品 <input type="checkbox"/> ソフトウェア <input type="checkbox"/> システム 製品の概要： _____					
<input type="checkbox"/> サービス（名称： _____ ） 【申請者の営む事業】（区ホームページに掲載しているサービス業リストから転記） 細分類： _____ 細分類コード： <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center; width: 100px; height: 20px;"><tr><td style="width: 25px; height: 20px;"></td><td style="width: 25px; height: 20px;"></td><td style="width: 25px; height: 20px;"></td><td style="width: 25px; height: 20px;"></td></tr></table> 提供するサービスの概要： _____					

2 広告の形態（別紙 <input type="checkbox"/> あり / <input type="checkbox"/> なし）	
<input type="checkbox"/> 印刷物への掲載（電子版を含む。） 媒体の名称： _____ 発行日： 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 公共交通機関の車両内又は外装への掲示 交通機関の名称： _____ 期間： 年 月 日から 年 月 日まで	
<input type="checkbox"/> 建物の内部又は外壁への掲示 建物の名称・所在地： _____ 期間： 年 月 日から 年 月 日まで	
<input type="checkbox"/> SNSへの表示 SNSの名称： _____ 期間： 年 月 日から 年 月 日まで	
<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ等での広告放送 放送事業者の名称： _____ 期間： 年 月 日から 年 月 日まで	
【複数製品・サービスの同時掲載】 <input type="checkbox"/> あり（同時掲載の点数： 点） / <input type="checkbox"/> なし	

3 収支計画			
収 入		支 出	
自己負担	円	広告料金	円
補助金	円		
収入計	円	支出計	円

※複数の製品等を同時に掲載する場合は、広告料金を製品等の数で割った額としてください。

新聞、書籍、広報誌等への掲載（電子版含む）

- ①新聞、書籍、広報誌等の名称： 発行日： 年 月 日
- ②新聞、書籍、広報誌等の名称： 発行日： 年 月 日
- ③新聞、書籍、広報誌等の名称： 発行日： 年 月 日
- ④新聞、書籍、広報誌等の名称： 発行日： 年 月 日

 公共交通機関の車両内又は外装への掲示

- ①交通機関の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- ②交通機関の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- ③交通機関の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- ④交通機関の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで

 建物の内部又は外壁への掲示

- ①建物の名称： 所在地：
期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- ②建物の名称： 所在地：
期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- ③建物の名称： 所在地：
期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- ④建物の名称： 所在地：
期間： 年 月 日から 年 月 日まで

 SNSへの表示

- ①SNSの名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- ②SNSの名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- ③SNSの名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- ④SNSの名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで

 テレビ、ラジオ等での広告放送

- ①放送事業者の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- ②放送事業者の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- ③放送事業者の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- ④放送事業者の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

殿

江東区長

江東区中小企業広告宣伝費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった江東区中小企業広告宣伝費補助金については、下記により交付することを決定したので、江東区中小企業広告宣伝費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、通知します。

記

1 事業名 江東区中小企業広告宣伝費補助事業

2 交付決定額

金額									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 実績報告期限 年 月 日

4 交付条件

※本交付決定は、補助金の交付を確約するものではありません。

補助金の交付及びその額については、補助事業の実施後に提出する実績報告書を審査の上、確定することとなります。なお、実績報告書の審査により、補助事業の実施状況が補助金の交付要件を充足しないと認められるときは、本交付決定の取消しを行う場合があります。

別記第4号様式（第7条関係）

年 月 日

殿

江東区長

江東区中小企業広告宣伝費補助金交付申請却下通知書

年 月 日付であった江東区中小企業広告宣伝費補助金交付申請については、下記のとおり却下することを決定したので、江東区中小企業広告宣伝費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、通知します。

記

[却下の理由]

江東区長 殿

事業所名 _____
住 所 江東区 _____
代表者氏名 _____
担 当 者 _____ (電話)
メールアドレス _____

江東区中小企業広告宣伝費補助事業計画変更承認申請書

年 月 日 号により交付決定のあった件について、下記のとおり事業計画を変更したく、江東区中小企業広告宣伝費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 事業計画変更の理由

2 変更後の事業内容 別紙「事業計画書（別記第2号様式）」のとおり

3 補助対象経費の額

変更前							
変更後							

4 交付申請額

変更前							
変更後							

[添付資料] ※コピー可

- 事業計画書（別記第2号様式）
- 変更の内容が確認できる書類
- 上記のほか、区長が必要と認める書類

別記第6号様式（第9条関係）

年 月 日

殿

江東区長

江東区中小企業広告宣伝費補助事業計画変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった事業計画の変更については、（申請のとおり・下記のとおり）承認することを決定したので、江東区中小企業広告宣伝費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 承認の内容
- 2 承認の条件

別記第7号様式（第10条関係）

年 月 日

江東区長 殿

事業所名 _____
住 所 江東区 _____
代表者氏名 _____
担 当 者 _____ (電話)
メールアドレス _____

江東区中小企業広告宣伝費補助事業中止届出書

年 月 日付第 号により交付決定のあった補助事業については、下記のとおり中止
するので、江東区中小企業広告宣伝費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、届け出ます。

記

[事業中止の理由]

別記第8号様式（第11条関係）

年 月 日

江東区長 殿

事業所名 _____
住 所 江東区 _____
代表者氏名 _____
担 当 者 _____ (電話) _____
メールアドレス _____

江東区中小企業広告宣伝費補助事業実績報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあった補助事業を完了したので、江東区中小企業広告宣伝費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業内容 別紙「事業報告書（別記第9号様式）」のとおり

2 交付決定額

金 額					0	0	0
-----	--	--	--	--	---	---	---

3 補助対象経費

金 額							
-----	--	--	--	--	--	--	--

[添付資料] ※コピー可

- 事業報告書（別記第9号様式）
- 補助対象経費の支払を確認できる書類
- 広告に係る契約の締結を証する書類
- 広告の事実を証する書類
- 上記のほか、区長が必要と認める書類

事業報告書

1 広告の形態（別紙 <input type="checkbox"/> あり / <input type="checkbox"/> なし）	
<input type="checkbox"/> 印刷物への掲載（電子版含む）	媒体の名称： 発行日： 年 月 日
<input type="checkbox"/> 公共交通機関の車両内又は外装への掲示	交通機関の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 建物の内部又は外壁への掲示	建物の名称・所在地： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> SNSへの表示	SNSの名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ等での広告放送	放送事業者の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
【複数製品・サービスの同時掲載】	
<input type="checkbox"/> あり（同時掲載の点数： 点） / <input type="checkbox"/> なし	

2 経費内訳			
取 入		支 出	
自己負担	円	広告料金	円
補助金	円		
取 入 計	円	支 出 計	円

※複数の製品等を同時に掲載する場合は、広告料金を製品等の数で割った額としてください。

新聞、書籍、広報誌等への掲載（電子版含む）

①新聞、書籍、広報誌等の名称： 発行日： 年 月 日

②新聞、書籍、広報誌等の名称： 発行日： 年 月 日

③新聞、書籍、広報誌等の名称： 発行日： 年 月 日

④新聞、書籍、広報誌等の名称： 発行日： 年 月 日

 公共交通機関の車両内又は外装への掲示

①交通機関の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで

②交通機関の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで

③交通機関の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで

④交通機関の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで

 建物の内部又は外壁への掲示

①建物の名称： 所在地：
期間： 年 月 日から 年 月 日まで

②建物の名称： 所在地：
期間： 年 月 日から 年 月 日まで

③建物の名称： 所在地：
期間： 年 月 日から 年 月 日まで

④建物の名称： 所在地：
期間： 年 月 日から 年 月 日まで

 SNSへの表示

①SNSの名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで

②SNSの名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで

③SNSの名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで

④SNSの名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで

 テレビ、ラジオ等での広告放送

①放送事業者の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで

②放送事業者の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで

③放送事業者の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで

④放送事業者の名称： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

殿

江東区長

江東区中小企業広告宣伝費補助金交付額確定通知書

年 月 日付第 号により交付決定をした江東区中小企業広告宣伝費補助金については、年 月 日付提出の事業実績報告書を審査した結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、江東区中小企業広告宣伝費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付額を確定します。

記

1 補助対象経費額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 交付確定額

/	/					0	0	0
---	---	--	--	--	--	---	---	---

3 交付請求期限 年 月 日

※補助金の交付請求は、上記の期限（必着）までに行ってください。

期限を超過したときは、江東区中小企業広告宣伝費補助金交付要綱第15条の規定に基づき交付決定が取り消され、補助金の交付を受けることができなくなります。

別記第11号様式（第13条関係）

年 月 日

江東区長 殿

事業所名 _____
住 所 江東区 _____
代表者氏名 _____ 印
担 当 者 _____ (電話)

江東区中小企業広告宣伝費補助金交付請求書

年 月 日付第 号により交付額の確定のあった、江東区中小企業広告宣伝費補助金を交付されたく、請求いたします。

請 求 額

			0	0	0
--	--	--	---	---	---

年 月 日

殿

江東区長

江東区中小企業広告宣伝費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付第 号による江東区中小企業広告宣伝費補助金の交付決定については、下記の理由により（全部・一部）を取り消すことを決定したので、江東区中小企業広告宣伝費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、通知します。

記

1 取消内容

2 取消事由

- 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたため（第1号）
- 補助事業を実施しなかったため（第2号）
- 要綱、法令、要綱に基づく命令又は補助金の交付決定若しくは事業計画の変更の承認に付した条件に違反したため（第3号）

3 取消事由に該当することとなった事実